

国 都 計 第 1 4 9 号
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

各都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市
開発許可担当部長 殿

国土交通省 都市局 都市計画課長

コミュニティバスの用に供する施設に係る開発許可制度上の取扱いについて
(技術的助言)

平素より開発許可行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

今般、「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 30 年 12 月 25 日閣議決定)を踏まえ、コミュニティバス(「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平成 18 年 9 月 15 日付国自旅第 161 号自動車局長通達)別添 2「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」におけるコミュニティバスをいう。以下同じ。)の用に供する施設に係る開発許可制度上の取扱いについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知しますので、制度運用にあたり留意願います。

都道府県におかれましては、貴管内市町村(指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。)に対して、本通知を周知いただくようお願いいたします。

記

1. 地方公共団体が主体的に計画し、地域公共交通会議等(道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)第 9 条の 2 に規定する地域公共交通会議及び同規則第 4 条第 2 項に規定する協議会をいう。)の議を経て地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するものとして運行するコミュニティバスの用に供する施設については、都市計画法施行令(昭和 44 年政令第 158 号。以下「令」という。)第 21 条第 26 号(地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設)に該当し得ると考えられる。
2. 上記 1 に該当しないコミュニティバス(地方公共団体以外が主体的に計画するコミュニティバス、又は、地方公共団体が主体的に計画するコミュニティバスであって地域公共交通会議等の議を経ていないもの)の用に供する施設については、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 34 条第 14 号及び令第 36 条第 1 項第 3 号ホの運用について、同法の趣旨に照らしながら、必要に応じて審査基準の制定を行うことなどにより、地域の実情に応じた運用を行うことが望ましい。

3. 上記1及び2の運用に当たっては、まちづくりの観点から適切な立地が図られるよう、日頃から開発許可担当部局と交通事業関係部局（都道府県においては、貴管内市町村（指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。）の交通事業関係部局を含む。）とが十分な連絡調整を図ることが望ましい。

(参考)

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平成 18 年 9 月 15 日付国自旅第 161 号自動車局長通達) 別添 2 「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」(抜粋)

2. コミュニティバスの定義

本ガイドラインで「コミュニティバス」とは、交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、以下の方法により運行するものをいう。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス(乗車定員 11 人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む。)
- (2) 市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送